事 務連 絡 平成 30 年 6 月 7 日

各都道府県衛生主管部(局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定等について」の訂正について

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定について(平成 29 年 12 月 1 日薬生発 1201 第3号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)」につき、今般、訂正すべき事項がある ことから、下記のとおり差し替え訂正方よろしくお願いいたします。

記

誤	正
第 3	第 3
2 医薬品添加物規格 1998 の取扱い	2 日本薬局方外医薬品規格第三部の取

平成10年3月4日医薬発第178号厚生 省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格 1998 について」の別添に掲げる各条の部 のうち、別紙第10に掲げるものを削除す ること。

扱い

平成 13 年 12 月 25 日医薬発第 1411 号 厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外 医薬品規格第三部の一部改正について」 により定められた各条の部のうち、別紙 第10に掲げるものを削除すること。

3 日本薬局方外医薬品規格第四部の取 扱い

平成 11 年 9 月 22 日医薬発第 1117 号厚 生省医薬安全局長通知「日本薬局方外医 薬品規格第四部の創設等について(日本 薬局方外医薬品規格 1997 の一部改正につ いて)」の別添に掲げる各条の部のうち、 別紙第11に掲げるものを削除すること。

誤	正	
	4 医薬品添加物規格の取扱い	
	平成10年3月4日医薬発第178号	孠生
	省医薬安全局長通知「医薬品添加物類	見柊
	1998 について」の別添に掲げる各条の	の剖
	のうち、別紙第12に掲げるものを削り	余す
	ること。	
(別紙)	(別紙)	
第9 日本薬局方外医薬品規格 2002 から	第 9 日本薬局方外医薬品規格 2002 7	526
削除した各条	削除した各条	
(1) (2) メタケイ酸	(1) _ 、、、、(2) 塩酸トラマ	ド
ケイ酸アルミアルミン酸	アゾセミド	
ン酸マグネシ マグネシウ	(3) 、 (4) ケイ酸アル	3
	パム錠 ウム	
	(5) (6) メタケイ酸	ア
	ゾニサミド ルミン酸マ	
	ネシウム	
	リン酸ピリ	
	(7) ドキサール	
646		
第 10		笋
第10 医薬品添加物規格1998から削除した久冬		第
た各条	三部から削除した各条	
	三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセ	
た各条	三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセ 錠 ム錠	٠ ١
た各条	 三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセム錠 クロミプラ ゾニサミド 	٠ ١
た各条	三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセム錠	٠ ١
た各条	三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセム錠	が錠
た各条	三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセム錠 クロミプラ (3) ミン塩酸塩 (4) 錠 ペントバル メサラジン	が錠
た各条	三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセム錠 クロミプラ ゾニサミド (3) ミン塩酸塩 (4) 錠 ペントバル メサラジン (5) ビタールカ (6)	が錠
た各条	三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセム錠 クロミプラ ゾニサミド (3) ミン塩酸塩 (4) 錠 ペントバル メサラジン (5) ビタールカ (6) ルシウム錠	が錠
た各条	三部から削除した各条 (1) アゾセミド (2) クロチアセム錠 クロミプラ ゾニサミド (3) ミン塩酸塩 (4) 錠 ペントバル メサラジン (5) ビタールカ (6)	が錠

誤	正
	第 11 日本薬局方外医薬品規格第
	四部から削除した各条
	クロラムフ 注射用セフォ
	ェニコー ペラゾンナト
	ル・コリスチ リウム
	(1) ンメタンス (2)
	ルホン酸ナ
	トリウム点
	眼液
	(3) ロキシスロ
	マイシン錠
	第12 医薬品添加物規格1998から削除し
	た各条
	(1) ブドウ糖水和物